富（河長・大狭・太・河南・千赤）広福第３１０号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成２９年５月２４日

各社会福祉法人代表者　様

　　　　　　　　　　　　　（富田林市　河内長野市　河南町　太子町　千早赤阪村）広域福祉課長

大阪狭山市　広域福祉グループ課長

「理事長変更届」に関する取扱いの変更について（通知）

平素より福祉行政の推進にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の届出については、社会福祉法やその他の通知に明確な根拠はありませんが、従来から

法人の運営上重要な事項として、「理事長変更届」の提出をお願いしていたところです。（市町村社協

にあっては会長です。「以下同じ。」）

このたび、社会福祉法に基づく指導監査については、法定受託事務であり全国で統一した書類提出

や指導を行う観点から、「理事長変更届」については提出を求めないこととしましたので、よろしく

お願いいたします。

　なお、本通知は、平成２９年４月１日から適用するものとします。

理事長の登記手続きについては引き続き必要ですのでご留意ください。

また、大阪府福祉部地域福祉推進室指導監査課長から大阪府所管法人代表者に対しても別添のとおり通知を行っていますので参考にお送りします。

**＜添付ファイル＞**

**１．（参考）大阪府通知文（大阪府所管法人あて）**

なお、近日中に今回メールでお送りする本通知文につきまして、南河内広域福祉課の

ホームページに掲載する予定です。

【社会福祉法人等への通知文書等】

（<http://www.kouiki321.jp/procedure/fukushi/pro_seturituninka/14.html>）

|  |
| --- |
| 〒５８４－００３１  　住 所：富田林市寿町２丁目６番１号  南河内府民センタービル２階  南河内広域事務室　広域福祉課  　　　　　　　（社会福祉法人指導担当）  ＴＥＬ：０７２１－２０－１１９９  ＦＡＸ：０７２１－２０－１２０２ |